

土質調査業務委託標準積算基準

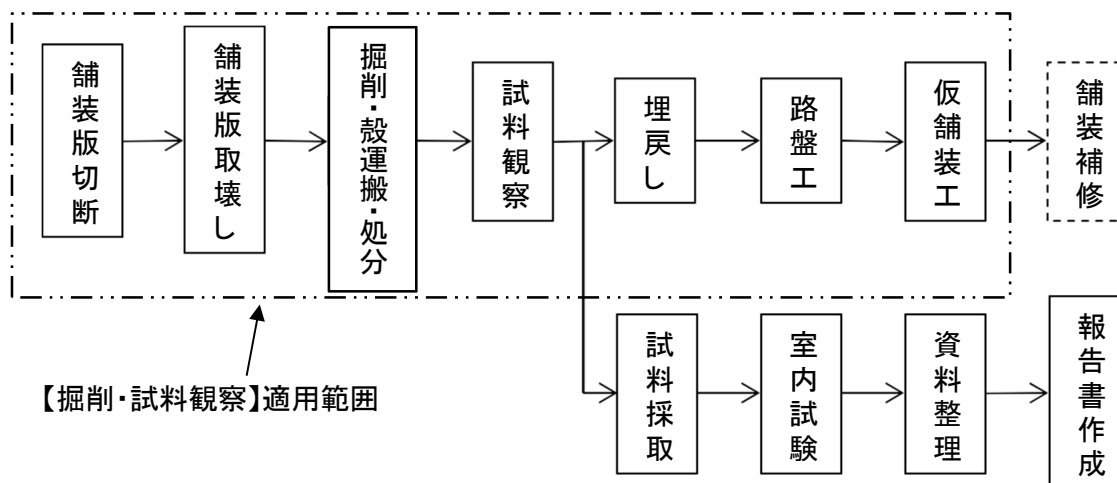
令和8年 10 月 1 日

静岡県交通基盤部

土 質 調 査

この基準書は舗装厚を決定するために路床土を採取して、変状土 CBR 試験により設計 CBR を求める場合に適用し、本基準で対応しているのは、以下のフロー図の実線部分である。舗装構成の検討については、含まれていない。

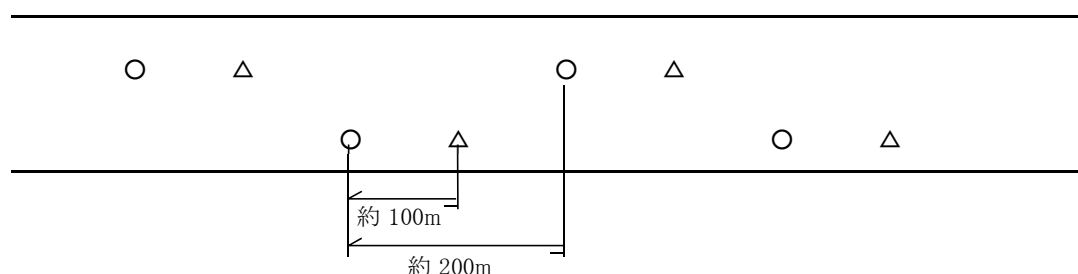
なお、調査箇所の復旧方法について、調査完了後から舗装工事を実施するまでの期間が長期となる場合、または当面の間工事を実施しない場合については、別途検討する。



1. 試験箇所の選定

試験箇所の選定にあたっては、地形、地質の変化、地下水、地表の状況、切土、盛土の状態、過去の土質調査等の資料の収集などの予備調査を行う。その結果、路床土の変化が想定される場合には、あらかじめ舗装厚を変えるべき区間を想定し、適宜、調査箇所を増やすなどの対応を行う。変化が少ないと思われる区間では CBR 試験の箇所を少なくし、変化の多いと思われる区間ではその箇所を多くするなど適確な設計 CBR を求めるために試験箇所を選定すること。

標準的な例



凡例 ○：変状土 CBR 試験および物理試験実施箇所

△：試料観察または物理試験実施箇所（通常、変状土 CBR 試験は行わないが、必要に応じて実施）

（注）試験箇所は画一的な等距離とせず現地の状況に合った場所とする。

2. 試験項目

項 目	試 験 方 法	摘 要
掘削・試料観察		既設路床上面または予想される路床上面から 深さ 1m 程度の範囲。土質が変化している場合 には、各層の土を採取する。
土の含水比試験	JIS A 1203	
土の粒度試験	〃 1204	
土の液性限界試験	〃 1205	
土の塑性限界試験	〃	
変状土 CBR 試験	(設計 CBR) 舗装調査・試験法便覧	注) 2
変状土 CBR 試験	(修正 CBR) 舗装調査・試験法便覧	注) 3

注) 1. CBR 試験の箇所数は前述の標準的な例を参考に決めること。

2. 路床土を評価し設計 CBR を求める場合に実施する。

3. 既設路盤材を再利用する場合に実施する。

《参考》

- ・設計 CBR…T_A 法を用いて舗装厚を決定する場合に必要な路床の支持力のこと。
- ・修正 CBR…路盤材料の品質基準を表す指標。

最大乾燥密度に対する所要の締固め度に相当する CBR のこと。

3. 試料の採取方法

(1) 路床土が均一の場合

既設路盤下（路床上面）より 50cm 以上深い箇所から乱した状態の土を採取する。

(2) 土質が変化している場合

各層から乱した状態の土を採取する。

(3) 調査区間が比較的短い場合や、同一な土質とみなされる場合であっても、道路延長方向に 3 箇所以上の試料採取が望ましい。

4. 試験結果の表示

日本統一土質分類法（地盤工学会基準：JGS0051）によること。

5. 単価

土質調査試験単価については、「静岡県建設資材等価格表（委託編）」に記載

(注) 1. 試料採取は室内 CBR 試験用試料採取のみとし、その他の試験用試料採取は掘削復旧費に含むものとする。

2. 土の液性限界試験、塑性限界試験は NP の報告のあったものについては、単価の 1/2 とし、精算変更すること。

6. 土質調査費内訳表

費 用	工 種	種 別	細別	単位	数量	単価	金額	摘 要
調 査 費	地質調査 委 託 料	掘削・試料観察 試料採取 土の含水比試験 土の粒度試験 土の液性限界試験 土の塑性限界試験 変状土C B R 試験 試料採取 変状土C B R 試験 打合せ協議 直接調査費計 電子成果品作成費 共通仮設費 諸経費	設計C B R 設計C B R 修正C B R 修正C B R 運 搬 費 安 全 費 測 量 費 準 備 費 小 計	箇所 個 試料 〃 〃 〃 〃 個 試料 式 式 日 式 km 式 計				路床を評価する場合 路床を評価する場合 既設路盤材を評価する場合 〃 必要に応じて計上する 〃
地質調査価格 消費税相当額 地 質 調 査 費								

(1) 運搬費

機械器具及び作業員の運搬に要する費用

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	ライトバン 1500cc	リットル	2.7			2.7×1h
損 料		h	1.0			運転時間当たり損料 (機械損料 9 欄)
〃		日	1.0			供用日当たり損料 (機械損料 11 欄)
雑 品		式	1.0			
計						

注) 1. 運転時間 (日) :

連絡車はライトバン (1500cc 定員 5 名) とし、運転時間は標準 1 時間を計上する。

なお、運転労務費は計上しない。

2. 運搬費 (日) :

1 日作業量 舗装部分 4 箇所、未舗装部分 5 箇所

舗装復旧 1 日 (ただし未舗装部分のみの場合は計上しない)

運搬日数 = A 1 + A 2 + B

A 1 : 未舗装部分の作業日数

A 2 : 舗装部分の作業日数

B : 舗装復旧日数

(2) 安全費

現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵及び保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用を計上する。(設計業務等標準積算基準書第 2 編地質調査業務第 1 章地質調査積算基準の安全費参照)

なお、交通誘導警備員は、日当たり調査箇所数 4 箇所/日、2 人/箇所を標準とし、0.5 人単位切上げにて人数を計上するが、調査箇所の車線数、交通量に応じて人員の変更を行うこと。

また、「静岡県建設資材等価格表 (委託編)」には、平成 19 年 3 月 20 日付道管第 243 号、道保第 151 号「道路工事及び工事用機材等現場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領の改正について (通知)」に準拠してバリケード、標識等を設置した場合の価格を記載しており、これにより難しい場合は、特記仕様書及び設計書の内容について適宜対応すること。

(3) 測量費

改良工事以前に土質調査を必要とする場合、土質調査箇所の現地高の測量費を計上することができる。

(土質調査発注に際しては推定計画路床面高さを明示し、効率的な調査を行うこと。)

測量費 1km 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測 量 技 師 補	3 級	人	0.3			
普 通 作 業 員		〃	0.3			
レ ベ ル		日	0.3			
計						

(4) 準備費

必要に応じて、準備及び後片付け作業（伐開除根等）搬入路伐採等、並びに占用機関等との立会いに要する費用を計上する。交通規制にかかる80条協議を含む。

占用機関等立会い協議

(1 業務当り)

区 分	技師 A	技師 B	摘 要
占用機関等立会い協議	0.5	0.5	1 機関当り

(5) 諸経費

設計業務等標準積算基準書第2編地質調査業務第1章地質調査積算基準の諸経費率参照のこと。

(6) 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書第2編地質調査業務第2章地質調査標準歩掛の電子成果品作成費の計算式による。

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 4.7x^{0.38}$$

x:直接調査費 (千円) (電子成果品作成費を除く)

ただし、上限を26万円とする。

(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費を千円単位 (小数点以下切り捨て) で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費 (千円) は、千円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。

(7) 打合せ協議

(1 業務当り)

区 分	主任技師	技師 A	技師 B	摘 要
業 務 着 手 時	0.5	0.5		1 回当り
中 間 打 合 せ	0.5		0.5	
成 果 品 納 入 時	0.5	0.5		

(注1) 打合せ協議の人員については、設計業務等標準積算基準書第2編地質調査業務第3章地質調査標準歩掛の打合せ協議に準ずる。

(注2) 中間打合せは、必要に応じて打合せ回数を計上する。

7. その他

掘削・資料観察については、既設舗装厚(0cm～40cm)に応じて、適切な歩掛を選定すること。また、想定される作業内容を超える場合は、適宜協議し、適切に変更すること。